

普代村太陽光発電システム導入促進事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、自然の力を利用した再生可能エネルギーの導入を推進し、自然環境に対する意識の高揚、環境保全、エネルギー自給率の向上を目的として、住宅用の太陽光発電システムの設置に要する経費に対し、予算の範囲内で商品券により助成することに関し、普代村補助金交付規則（平成6年普代村規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 住宅とは、自らが居住し、又は新たに居住する戸建の家屋（店舗、事務所等との兼用の場合には述べ床面積の2分の1以上が住宅用であること）で、村内に存するものをいう。
- (2) 太陽光発電システム設備とは、太陽電池を利用して電気を発生させるための設備（最大出力10kw未満）及びこれに附属する設備で、商用電力と連系し、自家使用を超える余剰分については、電力会社に売電することができる未使用のシステムをいう。

(助成の対象者)

第3 助成を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 村税、その他村の債務に係る納付金等を滞納していない者

(助成の条件)

第4 この助成については、次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。

- (1) 助成は、対象設備ごとに1世帯につき1回限りとする。
- (2) 事業は、申請のあった年度内に着工し、かつ、当該年度内に工事を完了すること。ただし、当該年度内に完了することができないときで、村長がやむを得ない事情があると認める場合にはこの限りではない。

(対象経費及び助成額)

第5 補助金の額は、太陽電池の最大出力に5万円を乗じて得た額とし、15万円を限度とする。ただし、当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第6 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、普代村太陽光発電システム導入促進事業助成申請書（様式第1号）を、別表に掲げる提出期限までに村長へ提出しなければならない。

2 申請受付は先着順とし、申請受付期間は同一年度の2月末日までとする。

(助成の決定)

第7 村長は、助成の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、助成すべきものと認めるときは、普代村太陽光発電システム導入促進事業助成決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第8 申請者は、助成決定の通知を受けた後において事業の変更又は中止をしようとするときは、普代村太陽光発電システム導入促進事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。ただし、この変更により助成決定額を増額することはできない。

2 村長は第1項の規定による事業の変更又は中止の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、事業の変更又は中止を適当と認めるときは、普代村太陽光発電システム導入促進事業変更(中止)承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(事業実績の報告)

第9 申請者は、事業が完了したときは、普代村太陽光発電システム導入促進事業実績報告書(様式第5号)及び普代村太陽光発電システム導入促進事業助成請求書(様式第6号)に別表に掲げる書類を添付し、同表に掲げる提出期限までに村長へ提出しなければならない。

(商品券の交付)

第10 村長は、助成請求があったときは、当該書類等を審査し、事業が助成の決定の内容に適合すると認めるときは、速やかに申請者に第5の規定により算出した額に相当する商品券を交付する。

2 前項に規定する商品券は、普代商工会が発行する普代村共通商品券とする。

(助成決定の取り消し)

第11 村長は、交付対象者虚偽の申請又は不正の行為により助成を受けようとし、又は受けたときは、助成の決定を取り消し、又は既に交付した商品券を返還させることができる。

(協力)

第12 村長は、申請者に対し、必要に応じてデータの提供、再生可能エネルギー等導入推進のためのアンケートその他の協力を求めることができる。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成24年4月1日以降に完成した物件から適用する。

附 則（平成26年3月31日告示第9号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第10関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
要綱第6の規定による書類	普代村太陽光発電システム導入促進事業助成申請書	第1号	1部	別に定める。
要綱第8の規定による書類	普代村太陽光発電システム導入促進事業変更（中止）承認申請書	第3号	1部	別に定める。
要綱第9の規定による書類	普代村太陽光発電システム導入促進事業実績報告書 1 太陽光発電システムの設置状況を確認できる写真（設置前及び設置後の写真） 2 太陽光発電システムの設置に要した経費に係る領収書の写し 3 電力会社との系統連結及び余剰電力の売電に関する契約書の写し 4 その他村長が必要と認める書類 普代村太陽光発電システム導入促進事業助成請求書	第5号 第6号	1部	別に定める。

様式第1号（第6関係）

様式第2号（第7関係）

様式第3号（第8関係）

様式第4号（第8関係）

様式第5号（第9関係）

様式第6号（第9関係）